

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、国内において災害が発生した場合に、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）または福岡県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （JMAT福岡の派遣）

第2条 甲は、災害救助法、災害対策基本法または福岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、JMAT福岡（乙が派遣する医療救護班）の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにJMAT福岡を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。
- 3 乙が派遣するJMAT福岡は、原則として、県内において第4条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。
- 4 乙が派遣するJMAT福岡の隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。
- 5 乙は、本県における災害において、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前にJMAT福岡を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙のJMAT福岡は、甲の要請に基づくJMAT福岡とみなすものとする。

### （災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、JMAT福岡の編成、派遣その他医療救護の実施に関し、以下の項目を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

- (1) 乙内部の医療救護組織及び指揮命令系統
- (2) 各医療救護組織の業務
- (3) 医療救護活動の実施方法
  - ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請、出動指令方式
  - イ 応援部隊を含めたJMAT福岡の現地指揮者
  - ウ 携帯医薬品、医療資器材等の内容
  - エ JMAT福岡の輸送体制
  - オ 訓練計画
  - カ その他必要な事項
- 2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

#### (JMAT福岡の業務)

- 第4条 乙が派遣するJMAT福岡は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置できる。
  - 3 JMAT福岡の業務は、次のとおりとする。
    - (1)傷病者の選別(トリアージ)
    - (2)傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
    - (3)傷病者に対する医療救護及び助産救護
    - (4)被災者の死亡の確認及び死体の検案

#### (JMAT福岡に対する指揮命令等)

- 第5条 乙が派遣するJMAT福岡に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣するJMAT福岡の意見を尊重するものとする。

#### (JMAT福岡の輸送)

- 第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、JMAT福岡の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

#### (医薬品等の供給)

- 第7条 乙が派遣するJMAT福岡が使用する医薬品等は、当該JMAT福岡が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

#### (搬送先医療機関の確保)

- 第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能な数等を把握し、乙に情報提供するものとする。

#### (医療費)

- 第9条 災害現場の救護所等における医療費は、無料とする。
- 2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

#### (研修及び訓練)

- 第10条 乙は、医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

#### (実費弁償等)

- 第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。
- (1)JMAT福岡の編成及び派遣に必要な旅費及び日当
  - (2)JMAT福岡が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
  - (3)隊員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(補 償)

第12条 甲は、乙が派遣するJMAT福岡の医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(市町村及び都市区医師会との調整)

第13条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する医療救護活動が、この協定に準じて都市区医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、都市区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細 目)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協 議)

第15条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。  
ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

なお、福岡県と公益社団法人福岡県医師会が平成9年2月18日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」については、本協定の締結をもって廃止する。

平成26年3月31日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 公益社団法人 福岡県医師会  
代表者 福岡県医師会長 松田 峻一良

## 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

福岡県を甲とし、公益社団法人福岡県医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成26年3月31日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第14条に基づき双方協議の上、次の事項について合意した。

### （JMAT福岡の派遣要請）

- 第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対するJMAT福岡の派遣要請は、福岡県知事（災害対策本部等）から福岡県医師会長に対して行うこととする原則とする。
- 2 派遣要請は災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。
  - 3 協定第2条第5項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階でJMAT福岡を派遣する必要があった場合をいうが、甲の承認は、原則として市町村からの派遣要請があった場合に限るものとする。

### （医療救護活動の報告）

- 第2条 乙は協定第2条の規定によりJMAT福岡を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、各JMAT福岡ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

- 第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

### （JMAT福岡に係る実費弁償等の請求）

- 第4条 協定第11条第1号及び第2号に規定するJMAT福岡に係る費用については、乙が各JMAT福岡分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第11条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、乙が各JMAT福岡分を取りまとめ、甲に申請するものとする。
  - 3 協定第11条第4号に規定する救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、当該医療機関が「物件損傷等報告書」（第7号様式）を添付し、乙が各JMAT福岡分を取りまとめ、甲に請求するものとする。

### （実費弁償の額等）

- 第5条 協定第11条第1号に規定する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年8月1日福岡県条例第57号）に準じて算定した額とする。
- 2 協定第11条第1号に規定する日当の額は、災害救助法施行細則（昭和40年8月31日福岡県規則第44号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年8月1日福岡県条例第41号）による行

政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額(100円未満切り捨て)とする。

- 3 協定第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る購入価格とする。
- 4 協定第11条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法の規定に準ずるものとする。
- 5 協定第11条第4号に規定する実費弁償の額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(支払)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成26年3月31日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 公益社団法人 福岡県医師会  
代表者 福岡県医師会長 松田 峻一良

## 第1号様式

## 医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況						備 考	
			年	月	日	時	分	~	時	
			取扱件数							
			移	送						
			死体処理							
			年	月	日	時	分	~	時	分
			取扱件数							
			移	送						
			死体処理							
			年	月	日	時	分	~	時	分
			取扱件数							
			移	送						
			死体処理							
			年	月	日	時	分	~	時	分
			取扱件数							
			移	送						
			死体処理							
			年	月	日	時	分	~	時	分
			取扱件数							
			移	送						
			死体処理							

第2号様式

醫班救護員名鑑

第3号様式

醫藥品等使用報告書

## 第4号様式

## 事故報告書

年 月 日から 年 月 日までに

傷病者  
における災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故  
死亡が発生したので報告します。

年 月 日

福岡県知事 厳

印

## 別紙

傷病者概要  
事故死亡

氏名	性別	男・女	年齢	歳
住所				
職種	勤務先			
傷病名	程度	軽症	中等症	重症
外来・入院(月日)	該(1院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年月日時 分			
受傷(発病)場所				
死亡原因				
死亡日時	年月日時 分			
死亡場所				
状況				

8

第5号様式

実費弁償請求書

年 月 日

○福岡県知事 腹

住所 氏名

印

年 月 日から 年 月 日  
までにおける災害時の医療救護活動に対する実費弁償として

次の金額を請求します。

金額

円

(実費弁償額請求明細書 別紙のとおり)

9

## 扶助金支給申請書

年月日

福岡県知事 賛

住所 氏名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第11条第3号の規定による  
扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾 病又は死 亡した者 の状況	氏名	性別	男・女	出生年月日
	住所	勤務先		雇用機関名
職種 傷病名	受傷(発病)年月日			
	死亡原因			死亡年月日
障害級別	療養開始年月日			治癒年月日
休業日数	年月日から 年月日まで	休業期間	休業期間中における 業務上の収入の有無	
扶助金支給基礎額				
扶助金支給申請額				
備考				

注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明あるもの）を付けること（療養扶助金申請の場合は不要）。

2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領取証又は請求書を付けること。

3 休業扶助金申請の場合は、医業が必要と認められる期間の記載あるもの）及び事業主の証明書を付けること。

4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を付けること。

5 遷族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を付けること。

6 療養扶助金申請の場合は、死亡診断書を付けること。

7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を付けること。

書告報徴擇件物

醫療機關名  
稱

注 1 医療機関ごとに記入のこと。2 物件名欄は建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。  
3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。  
5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。